

# 家庭用暖房契約選択約款

2026年4月

第一ガス株式会社

## 目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出及び変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 料 金	3
7. 名義の変更	3
8. 契約の変更又は解消	3
9. そ の 他	3
付 則 1. 実施の期日	3
(別表) 1. 料金の算定方法	4
2. 料 金 表	4

## 1. 目 的

この選択約款は、家庭用暖房機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な利用又はその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出及び変更

- (1) 当社は、この供給約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとし、(3) 及び(4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの供給約款の変更に異議がある場合は、この供給約款による契約を解約することができます。
- (3) この供給約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、又はインターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この供給約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「暖房機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用するガストーブ、ガスファンヒーター、ガスエアコン、浴室暖房機等により、暖房を行うものをいいます。
- (2) 「適用期間」とは1 2月使用分（1 1月検針日の翌日から1 2月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいい、「その他の期間」とは、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から1 1月使用分（1 0月検針日の翌日から1 1月検針日まで）までの7か月をいいます。

#### 4. 適用条件

暖房機器を家庭用として使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。

#### 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申込を承諾した時に成立いたします。
- (2) 適用開始日は次のとおりといたします。
  - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、ガスの使用開始の日といたします。
  - ② 契約種別を変更した場合は、契約種別の変更の申込を承諾した日以降の定例検針日の翌日といたします。
- (3) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款又は他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）に基づく料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく料金をガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申し込みを承諾できないことがあります。

#### 6. 料 金

当社は、家庭用暖房契約の適用期間には別表の料金表を、その他の期間及び適用期間において1か月当たり使用量が23立方メートル未満の場合にはガス小売供給約款の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

#### 7. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

#### 8. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2（1）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

#### 9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

**1. 実施の期日**

- (1) 本選択約款は、2026年3月11日から適用、2026年4月1日から実施いたします。

## (別 表)

### 1. 料金の算定方法

早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又  
ガス小売供給約款の23. 単位料金の調整の規定により調整単位料金を算定した場合  
は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

### 2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

#### (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,566.00円
------------------	-----------

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	355.72円
------------	---------

#### (3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款の23. 単位料金の調整の規定によ  
り算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。